

いわて体験交流施設条例（平成19年岩手県条例第55号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、いわて体験交流施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 利用料金の額

表1に掲げる額。ただし、体験ホール（条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う加工体験教室に参加する場合を除く。）及びふれあい交流室において附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額

表1 施設の利用料金

区 分		単 位	利用料金
体 験 ホ ー ル	指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合	押し花作り体験	1人1回につき 円 180
		草木染め体験	1人1回につき 480
		木工体験	1人1回につき 600
		菓子作り体験	1人1回につき 720
		そばうち体験	1人1回につき 300
		つる細工作り体験	1人1回につき 480
		さきおり体験	1人1回につき 300
		豆腐作り体験	1人1回につき 480
		山ぶどう収穫体験	1人1回につき 720
		蒸留酒作り体験	1人1回につき 900
		その他の加工体験	1人1回につき 1,000円の範囲内で指定管理者が定める額
その他の場合		1時間までごとに	1,400
ふれあい交流室		1時間までごとに	550
浴 場	小学校児童	1人1回につき	250
	その他の者	1人1回につき	500

備考1 利用料金には、体験ホール（指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合に限る。）を使用する際に必要な原材料費は含まない。

2 幼児に係る浴場の利用料金は、無料とする。

3 体験ホール（指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合を除く。）及びふれあい交流室について、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、利用料金の額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金
ビデオプロジェクター	1台1回につき	円 500
スクリーン	1台1回につき	200

2 利用料金の適用年月日

平成21年4月1日